

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

龍ヶ崎市

### 2 構造改革特別区域の名称

龍ヶ崎市福祉有償運送セダン型車両特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

茨城県龍ヶ崎市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 龍ヶ崎市の状況

龍ヶ崎市は、茨城県の南部、東京の北東約50km、筑波研究学園都市の南東約20km、成田国際空港の北西約20kmに位置し、東西約12km、南北約9kmの市で、面積は78.19平方kmである。東は稲敷市・河内町に、南は利根町、西は取手市及び牛久沼を挟んでつくば市、伊奈町に、北は牛久市に接している。

市周辺の広域的な道路網の中で、県間を結ぶ高速道路や国道は、市の西側に常磐自動車道及び国道6号、市の北側に国道408号が整備されている。

また、鉄道は市の西部にJR常磐線が縦断しており、JR常磐線佐貫駅が整備されている。JR常磐線佐貫駅から市の中心部に掛けては、関東鉄道竜ヶ崎線が市内を横断しており、関東鉄道竜ヶ崎駅及び入地駅が整備されている。

平成17年4月1日現在の人口は78,648人で、そのうち65歳以上の人口は11,664人。高齢化率は14.83%になり、年々増加する傾向にある。

#### (2) 移動制約者の状況

##### 介護保険の要支援・要介護者

龍ヶ崎市の介護保険の認定状況は、平成17年3月31日現在で1,594人が要支援・要介護認定を受けており、65歳以上の高齢者11,664人のうち第1号被保険者は13.0%である1,521人(表1)となっている。また、居宅介護(支援)サービスを利用している人は、894人となっており、その内65歳以上の第1号被保険者は高齢者人口の7.2%で850人(表2)となっている。このなかで要介護3以上の者の大部分は、外

出時に福祉車両での移送が必要な移動制約者と推定される（627人）。また要支援，要介護1及び要介護2の者については，ほとんどが福祉車両を必要とする状況ではないが，公共交通機関を利用して外出することが難しい移動制約者と推定される（967人）。

#### 身体障害者における移動制約者

身体障害者手帳の交付状況は，平成17年3月31日現在で1,716人（表3）になっており，そのなかで主な移動制約者になると思われるのは，肢体不自由障害者（990名），視覚障害者（146名）である。

肢体不自由障害者のなかでも，1・2級の者（466名）については福祉車両が必要になる。また，視覚障害者については，障害が重複していない限り必ずしも福祉車両を必要としないが，一人で公共交通機関を利用することは困難であり，セダン型車両による移送の需要者であると思われる。

#### 知的障害者における移動制約者

知的障害者の判定を受けている人は，平成17年3月31日現在で288人（表4）である。1人で外出するのが困難なA・Aの重度の知的障害者は146人となっている。

知的障害者は，交通法規の理解，安全確認などが出来ない者が多く，また介護者や環境が変わることでパニックに陥る障害者も多い。肢体不自由との重複障害がない知的障害者，特にA・Aの者については，福祉車両による移送は必要でないため，現在の実情を変えず，特定の運転者が福祉有償運送サービスを行う必要がある。

#### 精神障害者における移動制約者

精神障害者保健福祉手帳交付状況は，平成17年3月31日現在で146人（表5）である。精神障害者のうち一部の方は，公共交通機関の利用が困難であり，1級の障害者で引きこもりの傾向がある者にとっては，心を許した介護者と一緒に初めて外に出ることが出来るようになる。輸送に際しても特定の運転者が運転することで，引きこもりの傾向がある者の外出を促進できると考えられるため，特定の者が運転するセダン型車両を利用した運送が望まれる。

(表1) 要介護(要支援)認定者数

平成17年3月31日現在 単位:人

区 分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	250	436	231	230	216	158	1,521
65才以上75歳未満	38	82	41	40	30	26	257
75歳以上	212	354	190	190	186	132	1,264
第2号被保険者	2	31	17	9	8	6	73
総 数	252	467	248	239	224	164	1,594

(表2) 居宅介護(支援)サービス受給者数

平成17年3月31日現在 単位:人

区 分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	149	297	141	129	94	40	850
第2号被保険者	0	19	12	7	4	2	44
総 数	149	316	153	136	98	42	894

(表3) 身体障害者手帳取得者状況

平成17年3月31日現在 単位:人

等 級	肢 体	視 覚	聴 覚	音声言語	内 部	計
1	232	48	3	0	280	563
2	234	49	41	2	7	333
3	165	10	22	9	80	286
4	198	11	20	2	89	320
5	116	19	0	0	0	135
6	45	9	25	0	0	79
計	990	146	111	13	456	1,716

(表4) 知的障害者の障害別状況

平成17年3月31日現在 単位:人

	A	A	B	C	合 計
18歳未満	22	31	33	24	110
18歳以上	35	58	53	32	178
合 計	57	89	86	56	288

(表5) 精神保険福祉手帳交付状況

平成17年3月31日現在 単位:人

障害者等級	1 級	2 級	3 級	合 計
人 数	32	70	44	146

### (3) 公共交通機関の状況

鉄道は、JR常磐線が市の西部を通っており、市外への移動交通手段として活用され、特に東京方面への通勤・通学の利用が多い。しかし、JRの駅はJR常磐線佐貫駅だけであり、市内での移動には利用することができない。そのほかの鉄道は、関東鉄道竜ヶ崎線が市内を東西に走っており、JR常磐線佐貫駅と中心市街地を結んでいる。

また、市内のバス路線は、民間経営による関東鉄道株式会社、大利根交通、JRバス関東の3社が運行しており、JR常磐線佐貫駅及び関東鉄道竜ヶ崎線竜ヶ崎駅を中心とした放射線状のネットワークを形成し、関東鉄道株式会社はニュータウン地区を結ぶ路線、大利根交通及びJRバス関東は周辺市町村を結ぶ路線を形成している。近年では、藤代方面・牛久方面・河内方面の路線が廃止されている。

その他これらのバス路線網及び鉄道空白地域を補いながら、市街地間の相互連絡や総合病院などの市内主要施設を結ぶように、コミュニティバスが運行している。年々利用者が増加し市民の足として定着しつつある。しかし、移動制約者にとっては、ノンステップバスが2台しか運行していないなど十分に利用しやすいとはいえない状況である。

コミュニティバス運行実績 ・年間利用人数	(平成15年度)	(平成16年度)
	147,376人	171,253人

### (4) 福祉輸送体制の状況

#### 福祉車両の状況

龍ヶ崎市内に営業所を置くタクシー会社は8社あり、計67台が運行しているが、福祉車両を有する事業所は2社(2台)である。また、NPO等では2団体が所有し、4台を運行している。

#### 本市の外出支援事業

本市が重度心身障害者(児)タクシー利用助成として契約するタクシー事業者は50社あり、そのうち市内に事業所を置くものは8社である。重度心身障害者(児)で一般の交通機関を利用することが困難な方に対して、医療機関等への往復に要するタクシー料金の一部を助成し、福祉の増進を図り一定の成果を上げている。

#### タクシー利用券の交付，利用状況（平成16年度）

交付件数	160件
利用者数	72名
利用延べ回数	868回

その他高齢者外出支援利用料助成事業として，市内に住所を有し介護保険法に規定する要介護又は要支援の認定を受けたおおむね65歳以上の高齢者を対象として，NPO法人等が実施する移送サービスを利用した場合において，当該利用1回につき要した費用の一部を助成している。

#### 高齢者外出支援利用料助成事業実績（平成16年度）

実利用人数	177名
利用延べ回数	3,848回

### 5 構造改革特別区域計画の意義

龍ヶ崎市における福祉サービスの充実を図るため，規制緩和を行い，福祉有償運送事業を拡大することによってNPO法人等の活力を引き出し，移動制約者が健常者と同じように移動できるような体制を整備・維持しようとするものである。

福祉車両による輸送サービスは，車椅子等の補装具を利用しなければならないなどの障害者に対する移動の支援として成り立つが，視覚障害者・知的障害者・内部障害者（人工透析等）に対してのサービス提供には，セダン型の車両の利用が適しており，運行車両の拡大が望まれている。

また，身体的に衰えた高齢者は，公共交通機関の乗り換えなどに支障を感じ，外出を諦めがちになっている。特にひとり暮らしの高齢者は家族による送迎が期待できないことから家に閉じこもる傾向にある。これらの方にも，福祉車両よりもセダン型の車両のほうが利用に適しており，輸送サービスが拡大することにより外出の機会が増加し，介護予防につながり，いきいきとした生活を送ることができると期待される。

### 6 構造改革特別区域計画の目標

龍ヶ崎市では，高齢者や障害者など外出が困難な移動制約者に対して，タクシー利用助成や外出支援利用料助成事業などを実施してきたが，利用枚数や金額に制限があるなど，必ずしも利用者が満足しているものではなかった。

特例措置によるセダン型等の車両を使用したNPO等による福祉有償運送

サービスを実施し充実させることにより、要介護高齢者や障害者など移動制約者の生活の利便性を向上させ、家族の移動及びそれに伴う介護に要する負担を軽減出来ることになる。これによる要介護高齢者や障害者などの社会参加と介護者の就労機会の促進を図り、住み慣れた街で生き生きと暮らし、ともに生きる街づくりを目指した福祉を進めることを目標とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両を拡大していくことにより、福祉や医療のサービスを今まで以上に受けやすくなるだけではなく、これまでは諦めていた余暇活動や地域活動への参加も可能となり、高齢者の介護予防効果や社会的入院の減少が期待できる。

移動制約者の外出する機会が増加することに伴い、買い物等による消費の拡大や福祉有償運送協力会員・ヘルパーなどの雇用拡大も図られ、経済的な効果が見込まれる。また、家族の介護負担の軽減が図られ、家族の就労の機会の増加も期待できる。

そして、セダン型車両の福祉有償運送が可能となることで、NPO等が所有する車両だけではなく、自家用車を持ち込むことにより自主的な地域福祉への参加を促すことになり、福祉の担い手になるという意識の啓発にもつながる。

さらには、福祉有償運送等運営協議会などを通して、ボランティア輸送を行うNPO等とタクシー事業者等が交流することにより、両者がそれぞれ得意分野を活かす形で移動制約者の外出支援に取り組むことが出来れば、様々な福祉事業などの拡大にもつながる可能性がある。

## 8 特定事業の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業1206(1216)

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 重度心身障害者(児)タクシー利用助成

- ・実施主体 龍ヶ崎市
- ・対象者 市内に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けた者であって、障害の程度が1級又は2級の者及び療育手帳の交付を

- 受けた者であって、障害の程度(総合判定)が A 又は A の者  
(ただし、自動車税又は軽自動車税を減免されている者を  
除く)
- ・助成額 助成の対象は、医療機関等への往復に要するタクシー料金と  
し、その額は 1 回の乗車につき小型車又は中型車に係る初  
乗運賃相当額
  - ・利用回数 年間 1 2 回分を限度

( 2 ) 高齢者外出支援利用料助成事業

- ・実施主体 龍ヶ崎市
- ・対象者 市内に住所を有し、介護保険法に規定する要介護又は要支  
援の認定を受けた、おおむね 6 5 歳以上の高齢者
- ・助成額 N P O 法人等が実施する移送サービスを利用した場合にお  
いて、当該利用 1 回につき要した費用(ただし、N P O  
法人等が設置した移送サービス 1 回当たりの最低利用料  
金とし、8 0 0 円を上限とする。)の 3 分の 2 の額
- ・利用回数 1 月当たり 6 回を限度

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする  
特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特  
例措置の内容

## 別紙

### 1 特定事業の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業  
1206(1216)

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内においてセダン型等の一般車両を用いて輸送サービスを実施する龍ヶ崎市福祉有償運送等運営協議会において認められた社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業主体

龍ヶ崎市内で活動を行う社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人

#### (2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が龍ヶ崎市

#### (3) 事業により実現される行為

要介護認定者，身体障害者，知的障害者，難病患者等の単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者で，あらかじめ運送主体に登録をした会員及びその同伴者に対し，一般車両を用いて有償で送迎サービスを提供する行為。

### 5 当該規制の特例措置の内容

平成16年度からの規制緩和を受け，一定の条件を付して許可されることとなったNPO等による福祉有償運送は，車イス対応や寝台車両などの福祉車両を用いるボランティア輸送に限定している。人工透析患者や知的障害者，座位を保てる高齢者等に対しては，福祉車両を用いる必要がなく，一般車両を用いてサービスを提供することが適しているため，福祉有償運送の運行車両を拡大しようとするものである。

#### (1) 龍ヶ崎市福祉有償運送等運営協議会の設置

龍ヶ崎市における社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人による福祉有償運送の必要性や，福祉有償運送の実施に伴う安全の確保，旅客の利便の確保について協議するために，龍ヶ崎市が主宰者となり，龍ヶ崎市福祉有償運送等運営協議



会を設置する。運営協議会に関する事務は、龍ヶ崎市健康福祉部社会福祉課において処理する。

#### 運営協議会の委員構成

次に掲げる者の内から市長が委嘱または任命する。

- 1) 学識経験者
- 2) 茨城運輸支局長の指名する職員
- 3) 福祉有償運送実施団体を代表する者
- 4) 福祉有償運送の利用者を代表する者
- 5) タクシー事業者等交通機関を代表する者
- 6) ボランティア団体を代表する者
- 7) 龍ヶ崎市社会福祉課長及び龍ヶ崎市介護福祉課長の職にある者

#### 運営協議会の開催

- ・協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- ・会議は、委員の過半数の出席がなければ開催できない。
- ・会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合には、議長が決定する。
- ・会長は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

### (2) 運送主体

龍ヶ崎市で活動する社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人で、運営協議会の協議を経て、道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

#### 運送の対象者

運送の対象者は、下記の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められた者及びその介護人とする。

- ・介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
- ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条にいう「身体障害者」
- ・その他知的障害者、精神障害者等であって独立した移動が困難なため、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

#### 対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し適切に管理する。

### (3) 使用車両

以下の条件を満たす福祉車両ならびにセダン型等の一般車両とする。

## 使用権原

運送主体が使用権原を有している車両，または，運転者等から提供される自家用自動車で以下の条件を満たす車両。

- ・ 運送主体と自家用自動車を提供し当該運送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され，当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・ 有償運送の管理及び運営，特に事故発生，苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・ 利用者に対し，事故発生，苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

## 車両の表示

外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨，次のとおり表示すること。

- ・ 氏名，名称または記号
- ・ 「有償運送車両」または「80条許可車両」の文字
- ・ 文字はステッカー，マグネットシート等による横書きとし，自動車の両側面に行う。

## 自動車登録簿の作成

運送主体は，使用する自動車の形式，自動車登録番号および初年度登録年，損害賠償措置，関係する設備または装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し，適切に管理する。

## (4) 運転者

### 自動車免許の種別および講習等

普通第二種免許を有することを基本とする。

普通第二種免許を有しない場合は，運営協議会の意見を踏まえ，以下の条件などにより有償運送に十分な能力および経験を有していると認められたものとする。

- ・ 申請日前2年間運転免許停止処分を受けていない者。
- ・ 茨城県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者。
- ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を終了した者。
- ・ 移送サービスマニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を終了した者。
- ・ その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識または経験を有す

る者。

#### 運転者名簿の作成

運送主体は、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別、交通事故その他道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴およびその他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理する。

#### （ 5 ）損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人 8,000 万円以上及び対物 200 万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者障害を対象に含むものに限る）に加入していること。

#### （ 6 ）運送の対価

一般旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業のおおむね 2 分の 1 を目安とする。

#### （ 7 ）管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の完全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が、明確に整備されていること。

#### （ 8 ）法令遵守

許可を受けようとする者が、道路運送法第 7 条の欠格事由に該当するものではないこと。